

令和5年度

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 こども青少年局障害児福祉保健課 担当者名 <small>ふりがな</small> 枇榔、 <small>たかはし</small> 高橋 電 話 671-4279
----------	---------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 横浜市地域療育センターにおける電子カルテシステム導入に
関する調査等業務委託

2 履 行 場 所 横浜市地域療育センター及びこども青少年局障害児福祉保健課

3 履行期間 期間 契約決定日から令和5年8月10日 まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 要 (月 日 時 分 場 所)
 不要

7 委 託 概 要
横浜市地域療育センターに電子カルテシステムを導入する際の
課題等を整理し、地域療育センターに最適なシステムの導入に
向けた提案を行う。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(1) ヒアリングの実施及び課題の把握、整理等	・ 3 か所	1	式			
(2) 利用中のシステムとの連携や統合等についての調査		1	式			
(3) 他都市調査		1	式			
(4) 中間報告会及び最終報告会の実施		1	式			
(5) 最適な電子カルテシステムの提案		1	式			
(6) 仕様書作成補助		1	式			
(7) 成果品	報告書の作成（紙媒体、電子データ）	各 1 0	部			
諸経費		1	式			
管理費		1	式			
小計						
消費税及び地方消費税相当額						
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横浜市地域療育センターにおける電子カルテシステム導入に関する
調査等業務委託仕様書

1 委託件名

横浜市地域療育センターにおける電子カルテシステム導入に関する調査等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年8月10日まで

3 委託業務内容

指定管理者等が運営する横浜市の地域療育センターに電子カルテシステムを導入する際の課題等を整理し、地域療育センターに最適なシステムの導入に向けた提案を行う。

4 実施項目

(1) 地域療育センターにおけるヒアリングの実施

地域療育センター（以下「センター」という）は3法人が合計8センターを運営していることに加えて、横浜市リハビリテーションセンターの地域支援部で同様の療育に関する機能を有し運営している。

そのため、3法人が運営しているセンターからそれぞれ最低1センター（合計3センター）を選び、センターに勤務する全ての職種（※）にヒアリングを行い、電子カルテシステムへの入力項目や電子カルテシステムの導入に関する職種別の課題等を把握、整理を行う。

なお、調査を行うセンターを選ぶ際は、本市と十分に協議を行うこととする。

【※職種：医師、看護師、心理職、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、栄養士、ソーシャルワーカー、保育士・児童指導員、医療事務、事務】

(2) 利用中のシステムとの連携や統合等についての調査

現在地域療育センターで利用されている福祉業務システムを調査し、システムの連携を踏まえた課題等の整理や、システム連携に係る実施方法等の支援を行う。

(3) 他都市調査

他都市の同種の機関での電子カルテシステム導入状況調査を行う。

(4) 中間報告会及び最終報告会の実施

最適な電子カルテシステムの提案について、地域療育センターへの中間報告会及び最終報告会を実施する。また、必要に応じて専門職への説明会を実施する。報告会や説明会の資料作成及び議事録について作成し、本市に提出する。

(5) 最適な電子カルテシステムの提案

上記(1)～(4)の実施項目（調査結果等）を踏まえた最適な電子カルテシステムの提案を行う（既存の電子カルテシステムから推奨することを想定）。

また、システムの運用方法や、機器の選定等についてのアドバイスを併せて行う。

(6) 電子カルテシステム導入に向けた仕様書作成補助

電子カルテシステム導入に向けた仕様書作成等の補助を行う。

(7) 成果品等

上記調査等の実施にあたっては随時報告を行う。また、成果品としていた区業務内容について報告書を作成する。報告書は紙媒体及びデータでの納品とする。なお、成果品の権利の帰属は委託者のものとし、受託者は委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

5 その他

(1) 受託者は、地域療育センターの施設や設備の使用に際しては、委託者の指示に従い安全管理に努めること。

(2) 受託者が使用する備品は、必要に応じ自己の経費負担により用意するものとする。

(3) 業務を進めるに当たっては、定期的に打合せを行う。打合せは記録し、本市職員の確認を得ること。

(4) 業務の進行上生じた疑義、及び設計図書等に明記されていない事項については、本市職員と協議

すること。

- (5) 本市や各地域療育センターが提供する情報等については本業務のみに使用すること。また、本件業務で知り得た個人情報及び市政情報等については、第三者に漏らしてはならない。

6 適用文書

(1) 「委託契約約款」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。

(2) 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「個人情報保護特記事項」を遵守しなければならない。